

令和6年第4回青森市教育委員会臨時会 会議録

1 開会日時

令和6年7月30日（火）午後7時1分

2 閉会日時

令和6年7月30日（火）午後7時13分

3 会議開催の場所

青森市教育研修センター 4階 第2研修室

4 出席者

(1) 教	育	長	工 藤 裕 司
(2) 委		員	天 内 博 康
(3) 委		員	齋 藤 美 鈴
(4) 委		員	松 浦 淳
(5) 委		員	川 村 仁

5 事務局出席職員

(1) 教	育	部	長	大久保 綾 子
(2) 理			事	武 井 秀 雄
(3) 教	育	次	長	泉 宏 明
(4) 総	務	課	長	小 山 和 紀

6 会議に付議された案件

(1) 議案

議案第20号 青森市教育振興基本計画（素案）について（教育委員会事務局総務課）

7 会議録署名委員

(1) 齋 藤 美 鈴
(2) 松 浦 淳

8 会議の概要

午後7時1分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

議案第20号「青森市教育振興基本計画（素案）について」審議し、全員異議なく原案のとおり決定し、午後7時13分に閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○工藤教育長

それでは議事に入ります。

今回の審議案件については1件となっております。

議案第20号「青森市教育振興基本計画（素案）について」、事務局から説明をお願いいた

します。

○教育部長

議案第 20 号青森市教育振興基本計画素案について、御説明いたします。

教育委員の皆様の御協力により、附属資料 1 のとおり、青森市教育振興基本計画素案がまとまりました。

地方公共団体は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされております。

本市教育委員会事務局におきましては、令和 5 年 6 月に策定された国の教育振興基本計画が教育基本法を不変的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく不易流行の考え方を基調とし、持続可能な社会の創り手の育成及び日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトとしていることを参酌し、また、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市総合計画前期基本計画」に掲げられた施策を総合的かつ効果的に推進するために、「青森市教育振興基本計画」の第 3 期計画を策定するものです。

それでは、素案の 4 ページをご覧ください。

計画の理念につきましては、「人間尊重の精神を基調として、郷土の歴史と文化を受け継ぎ、豊かな心と健やかな体をもち、未来をたくましく創造する元気ある人づくりを目指します。」を理念としております。

計画の目的につきましては、

一つに、夢や志をもち挑戦する児童生徒を育成するための学校教育の推進

二つに、地域や家庭で共に学び合う社会の実現に向けた教育の推進

三つに、郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を高める市民文化の創造

これらの三つを目的としております。

計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度の 5 年間としております。

計画の取組のうち、主なものにつきまして御説明いたします。

素案の 7 ページをご覧ください。

施策 1 の 1 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」につきましては、拡充として、1 人 1 台端末や A I 型ドリル教材等 I C T 環境を活用いたします。

施策 1 の 2 「新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施」につきましては、拡充として、幼保小の架け橋プログラムを活用した幼児教育との連携、チーム担任制を導入いたします。

施策 1 の 4 「探究的な学びと S T E A M 教育の充実による思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的に社会の形成に参画する態度の育成」につきましては、新規の取組として、カリキュラム・マネジメントの視点に立った教科横断的な取組の充実を図ります。

素案の 9 ページをご覧ください。

施策 2 の 1 「主観的ウェルビーイングと児童生徒の権利利益の擁護」につきましては、拡充として、幸福感や自己肯定感、他者とのつながりなど児童生徒のウェルビーイングの向上を目指します。

素案の 11 ページをご覧ください。

施策 4 の 2 「校務 D X (デジタルトランスフォーメーション) の推進」につきましては、新規の取組として、教職員の負担軽減・働きやすさの向上、学習指導・学校経営の効率化を推進いたします。

12 ページをご覧ください。

施策 5 の 1 「発達支持的生徒指導の推進」につきましては、新規の取組として、児童生徒

が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重する指導をいたします。

13 ページをご覧ください。

施策5の7「教育相談体制の整備」につきましては、拡充として、1人1台端末を活用した相談等の教育相談体制の充実を図ります。

施策5の8「児童生徒の経済的支援」につきましては、新規の取組として、「子育て先進都市 青森市」の実現に向けた教育費にかかる経済的支援を実施いたします。

14 ページをご覧ください。

施策6の4「部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備」につきましては、拡充として、休日の部活動の地域連携や地域移行に向けた環境の一体的な整備をいたします。

15 ページをご覧ください。

施策7の4「社会教育施設の機能強化」につきましては、新規の取組として、松原地区のコミュニティ拠点機能の強化を含めた社会教育施設の在り方を検討いたします。

16 ページをご覧ください。

施策8の2「文化芸術の担い手の育成」につきましては、拡充として、ねぶたの技法をアートとして更に育てるための取組をいたします。

計画の取組のうち、主なものについての説明は以上になります。

次に、附属資料2を御覧ください。

今後の策定スケジュールとパブリックコメントの実施について、御説明いたします。

本日、素案を御議決いただきますと、8月8日に開催される定例庁議及び8月20日に開催される文教経済常任委員協議会に、それぞれ素案とパブリックコメントの実施を報告いたします。

パブリックコメントの実施につきましては、意見募集期間を9月2日から10月1日までの1か月間といたします。

縦覧場所につきましては、通常、市がパブリックコメントを実施する際の縦覧場所に、教育委員会が所管する青森市教育研修センター、市民図書館を加え、合計で27箇所とし、市のホームページのほか広報あおもり9月号に掲載いたします。

以上御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

齋藤委員。

○齋藤委員

お寄せいただいた御意見は、広報あおもりなどで公表するのでしょうか。

また、それに対しての市の考えはお示しするのでしょうか。

○工藤教育長

教育部長。

○教育部長

お寄せいただいた御意見につきましては、市のホームページや広報あおもりなどで、市の考え方とともに令和6年11月に公表する予定です。

○工藤教育長

他によろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、議案第20号については原案のとおり承認することといたします。

(2) その他

○工藤教育長

それではその他、本日の案件以外に委員の皆様から何かありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

その他、事務局の方から何かありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

それでは、本日予定していた議案の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第4回青森市教育委員会臨時会を終了いたします。

お疲れ様でした。

令和6年7月30日開催の令和6年第4回青森市教育委員会臨時会の会議録を作成した。

令和6年8月16日

書 記 木 村 良 輔

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和6年8月16日

署名委員 齋 藤 美 鈴

署名委員 松 浦 淳